

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年9月19日 06時30分ごろ
発生場所	兵庫県明石市江井ヶ島港南南西方沖 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位238°960m付近 (概位 北緯34°40.1' 東経134°54.1')
事故の概要	プレジャーボート ^{テイ・ワイ} T・Y号は、南南東進中、漁船 ^{しんえい} 新栄丸は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年10月4日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート T・Y号、5トン未満（長さ6.79m） 260-25150兵庫、個人所有 B 漁船 新栄丸、1.5トン HG3-26081（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人4人を後部甲板に乗せ、船長Aが操縦室の椅子に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、釣り場に向かう目的で、約13ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南南東進中、左舷船首至近にB船を認め、機関を中立としたものの、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 船長Aは、右舷船首方にのり養殖施設（以下「養殖施設」という。）が多く見えていたので、養殖施設に乗り入れることのないよう、主に右舷船首方を見ており、左舷方から接近するB船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。 B船は、船長B及び甲板員1人が乗り組み、船長Bが後部甲板に座って左手で船外機の操縦ハンドルを握って操船し、甲板員を前部甲板に乗せ、養殖施設の設置を行う目的で約7knの速力で南西進中、右舷船首至近にA船を認め、減速したものの、A船と衝突した。 船長Bは、右舷船首方からの波しぶきが顔にかかるのを避ける目的で、右手を顔の右側に当てて船首方及び左舷方を見ていたので、右舷方から接近するA船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。

	<p>B船の甲板員は、前部甲板にいたものの、波しぶきが顔にかかるのを避ける目的で下を向いて座っており、衝突する直前までA船に気付かなかった。</p>
分析	<p>A船は、南南東進中、船長Aが、右舷船首方の養殖施設に乗り入れることのないよう、主に右舷船首方を見ながら航行したことから、左舷方から接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南西進中、船長Bが、右舷船首方からの波しぶきが顔にかかるのを避ける目的で、右手を顔の右側に当てて船首方及び左舷方を見て航行していたことから、右舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南南東進中、B船が南西進中、船長Aが、主に右舷船首方を見ながら航行し、また、船長Bが、右手を顔の右側に当てて船首方及び左舷方を見て航行していたため、互いに接近していることに気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定の方向にのみ意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、波しぶきが見張りの支障となる際は、波しぶきが発生しない程度の速力で航行すること。